

略綬略章着用規程

平成十五年五月一日
内閣府告示第九号

略綬略章着用規程を次のように定める。

略綬略章着用規程

(略綬)

第一条 略綬は、勲章又は褒章に代えて、左襟見返し又は左胸に着用することができる。

2 別種の複数の勲章（外国の勲章を含む。以下この項において同じ。）を授与された者は、その綬と同じ色の絹糸で合併の略綬を作成し、当該勲章に代えて着用することができる。合併の略綬を作成する場合において、上位の勲章が大勲位菊花大綬章、宝冠大綬章、宝冠牡丹章、宝冠白蝶章、桐花大綬章、旭日大綬章、旭日重光章、旭日中綬章、瑞宝大綬章、瑞宝重光章又は瑞宝中綬章であるときは、その略綬の翼に対応する翼を付着する。

3 別種の複数の褒章を授与された者は、その綬と同じ色の絹糸で合併の略綬を作成し、当該褒章に代えて着用することができる。

(略章)

第二条 勲章を授与された者は、略章（当該勲章と同じ形と色であって寸法径約十八ミリメートル以下の大きさの略小勲章をいう。以下同じ。）を作成し、当該勲章に代えて、左胸に着用することができる。外国の勲章の略章の着用について

も同様とする。

(略綬及び略章の併用方法)

第三条 略綬は、勲章、褒章、記章又は略章（外国のものを含む。）と同時に着用しないものとする。

2 複数の勲章の略章を併せて着用する場合には、後に授与された勲章の略章を前に授与された勲章の略章の上位に着用する。

3 勲章の略綬及び褒章の略綬を併せて着用する場合には、勲章の略綬を褒章の略綬の上位に着用する。

附則

1 この規程は、平成十五年十一月三日から適用する。

2 略章略綬佩用心得（明治二十二年賞勲局告示第二号）は、廃止する。

3 前項の規定による廃止前の規定により作成された略綬及び略章については、廃止前の規定は、なおその効力を有する。